



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 荘 内 銀 行
代 表 者 名 代 表 執 行 役 頭 取 國 井 英 夫
(コード番号 8347 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 企 画 部 長 上 野 雅 史
(TEL . 023-626-9006)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 107 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当行の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2 . 定款変更の内容

変更内容は別紙の通りです。なお、変更条文のみ記載し、下線は変更個所であります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(木)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木)

以 上

【本件に関する問い合わせ先】 企画部広報室 佐藤 TEL : 023-626-9006

(別紙)

現行定款	変更案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 <u>当銀行は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略) (条文省略) 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p>第13条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する<u>単元株式に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり) (現行どおり) 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p>第12条～第46条 (現行どおり)</p> <p>第47条 <u>当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第48条 前条と本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以上